

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称：JICA 関西 乗用車の購入及び売却

- 第1 入札手続
- 第2 仕様書
- 第3 性能等証明書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2020年9月8日

独立行政法人国際協力機構
関西センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

(本方式の入札手続きのフローは、本章末尾の図「総合評価落札方式による入札の手続きフロー」を参照下さい。)

なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面(郵送)による手続きに代えて電子メール(以下、メールと記載)による手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。

1. 公告

公告日 2020年9月8日

調達管理番号 20c00475

2. 契約担当役

関西センター 契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：JICA 関西 乗用車の購入及び売却
(一般競争入札(総合評価落札方式))
- (2) 業務仕様：「第2 仕様書」のとおり
- (3) 納期：2020年1月下旬

4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口
郵便番号 651-0073
神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
独立行政法人国際協力機構
関西センター 総務課 契約・調達担当
【電話】078-261-0346
【FAX】078-261-0342
【メールアドレス】ksictad@jica.go.jp
- (2) 書類授受・提出方法(原則としてメールとします)
 - ・メール送付先：(1)のメールアドレス宛

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格として、「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、営業品目として「車両類」を保持し、「近畿地域」の競争参加資格を有することを有すること。¹

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

- ア. 共同企業体の結成は認めません。
- イ. 再委託は認めません。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、3) を提出してください。

- 1) 提出期限：2020年10月5日(月)正午まで
- 2) 提出方法：提出書類をメール添付のPDFで提出
宛先電子メールアドレス：ksictad@jica.go.jp
メールタイトル：【競争参加資格確認申請書等の提出(社名●●)】20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却
- 3) 提出書類：
 - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)²
 - b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)
 - c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)³
 - d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b))⁴
- 4) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2020年10月12日(月)までに結果が通知されない場合は、以下まで照会ください。

宛先電子メールアドレス：ksictad@jica.go.jp
メールタイトル：【競争参加資格の確認(社名●●)】20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却

6. その他関連情報

(1) 既存車両の事前現地調査

既存車両の下取り価格を算出するために、事前現地調査が必要な場合は、以下による調査を受け付けます。

- (1) 期間：公告日から2020年10月1日(木)まで

² 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

³ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

⁴ 引き続き在宅勤務であるなど共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

(2) 場所：独立行政法人国際協力機構 関西センター
神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(3) 申込方法：

- ・既存車両の事前現地調査の希望者は、電子メールにて社名、担当者名、調査希望日時（第3希望まで）を、最も早い希望日の一営業日前の正午までに連絡願います（例：最も早い希望日が月曜日の場合は、前週の金曜日正午まで）。
- ・当機構からの返信メールをもって事前調査日時を確定させていただきます。希望日当日までに返信がない場合は、上記4. にお問い合わせください。
- ・メールのタイトルは以下としてください。

【事前現地調査希望】JICA関西乗用車購入及び売却

宛先：ksictad@jica.go.jp

- ・既存車両の事前現地調査は、上記（1）の期間中の土曜日・日曜日・祝祭日を除く、原則午前10時から午後5時までの間とし、1社につき1回のみ30分程度とします。既存車両の運行予定と重なる場合もありますので、可能な限り第3希望日までの希望日時をお知らせください。希望日時で調整ができない場合は、別の希望日時をご検討いただくことがあります。
- ・事前連絡のない現地調査には対応できませんので、必ず上記によりお申込み下さい。
- ・現地調査では、本件入札説明書の交付や仕様の説明はいたしません。また、仕様を含む入札説明書に関する質問には回答できません。ご質問については、「入札説明書8. 入札説明に対する質問」に従い、書面により提出ください。
- ・事前現地調査の実施は、競争参加資格の要件とはしません。事前現地調査を実施しない者（社）も競争への参加は可能です。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。ただし、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため在宅勤務が継続するなど、出社できない場合には押印はなくても可とします。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出期限、提出方法、提出場所は「5. の競争参加資格（5）競争参加資格の確認」と同じです。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従

いメールで提出してください。

- 1) 提出期限：2020年9月18日(月) 正午まで
- 2) 提出先：宛先電子メールアドレス：ksictad@jica.go.jp
- 3) メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【入札説明書への質問(社名●●)】20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却

当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

- 4) 質問様式：別添様式集参照
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
- 1) 2020年9月29日(火) 午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html>)

→「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 性能等証明書・入札書の提出

- (1) 提出期限：2020年10月14日(水) 正午まで
- (2) 提出方法：新型コロナウイルスの感染防止のため、性能等証明書(押印写付)・入札書(押印写付)とも、電子データでの提出を原則とします。上記(1)の提出期限日までに(3)をメールに添付して提出ください。

宛先電子メールアドレス：ksictad@jica.go.jp

メールタイトル：【性能等証明書・入札書の提出(社名●●)】
20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却

- (3) 提出書類：
 - 1) 性能等証明書(押印写付) (パスワード付きPDFをメールに添付して提出)
 - 2) 入札書 (押印写付) (パスワード付きPDFをメールに添付して提出)

(4) その他

- 1) 性能等証明書のパスワードは性能等証明書の提出と同時に別のメールで

同じ宛先に次のタイトルで送付ください。

【性能等証明書パスワードの提出（社名●●）】20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却

- 2) 入札書のパスワードは入札執行（入札会）の日時（2020年10月26日（月）10時30分に合わせて同じ宛先に次のタイトルで送付ください。
【入札書パスワードの提出（社名●●）】20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却
- 3) 入札書にパスワード記載欄がありますが、2)でお知らせ頂くので記載不要です。
- 4) 以下（7）に記載するとおり、性能等証明書については押印写の省略を可とする場合がありますが、入札書については押印写は必須となります。
- 5) 落札者には（3）提出書類の原本（押印付）を別途、提出頂きます。
- 6) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意をお願いいたします。

（5）性能等証明書の記載事項

詳細は、「第3 性能等証明書の作成要領」を参照してください。

10. 性能等証明書の審査結果の通知

- 1) 性能等証明書は、当機構において審査し、性能等証明書を提出した全者に対し、2020年10月21日（水）までに、メールに添付した文書をもって、その結果を通知します。結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。性能等証明書の審査方法については、「14. 落札者の決定方法」を参照下さい。
なお、性能等評価証明書の審査結果が不合格であった競争参加者の入札書電子データは当機構にて責任をもって削除します。
- 2) 入札会の対象者は、性能等証明書の審査に合格した者のみとなります。
- 3) 性能等証明書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、書面（様式は任意）により説明を求められます。詳細は、18.（10）を参照下さい。

11. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、性能等証明書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間は対面ではない方式で入札会を実施します。

当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、予定されていた入札会に代わり当機構のみで入札会を開催することを原則とします。その場合には、入札結果を入札者に個別に連絡します。また、開札の結果、再入札が必要となった場合には(3)のとおりとします。

(1) 日時：2020年10月26日(月) 午前10時30分から

(2) 場所：独立行政法人国際協力機構 関西センター
神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札(最大で2回)を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。

12. 入札書

(1) 第1回目の入札書(押印写付)はパスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。

(2) 第1回目の入札書は入札会の日時に合わせて入札者から提出されるパスワードで開札します。

(3) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。

(4) 機構からの指示により再入札の入札書(押印写付)は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードは機構から指示があるまで提出しないでください。

1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。

2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同一印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。

4) 宛先電子メールアドレス：ksictad@jica.go.jp

メールタイトル：【再入札書の提出(社名●●)】もしくは【再入札書パスワードの提出(社名●●)】20c00475 JICA 関西 乗用車の購入及び売却

(5) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発

注者名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。

例: 123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。

- (6) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
- (9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (10) 入札保証金は免除します。

13. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(環境配慮契約法基本方針)関連資料」(令和2年(2020年)2月)に基づく総合評価落札方式により落札者を決定します。

(1) 評価方法

性能等証明書に記載された提案内容に対し、次のとおり評価を行います。

ア. 総合評価点

提案内容は、燃費(燃料1ℓ当たりの走行距離)をもとに得点に換算し、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンスの優れ

た提案が落札となります。具体的には、以下の方法で総合評価点を算定します（式1）。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{環境性能に係る得点}}{\text{入札価格点}} \quad (\text{式1})$$

※総合評価点は、小数点以下第4位を切捨て

イ. 環境性能に係る得点

環境性能に係る得点は、標準点と加算点の合計とします。

$$\text{環境性能に係る得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \quad (\text{式2})$$

- ① 標準点は、「第2 仕様書」に定める要求要件をすべて満たしている場合には、100点とします。ただし、要求要件を一つでも満たしていない場合には、審査の対象外とし不合格となります。
- ② 環境性能(燃費費)について、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(2019年2月)の「自動車」の基準における「ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係るJC08モード燃費基準」に係る重量区分ごとの燃費基準値を上回る部分に対して、環境性能の評価に応じた加算点を与えます。
- ③ 加算点は、応募者が提案する自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの(燃費目標値)と燃費基準値の間のどの位置にあるかをもって算定します。
- ④ 加算点は、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が100%以上である場合は50点とし、改善割合が100%未満である場合は、改善割合をもとに最高点を設定します。

本件における加算点の試算条件は次のとおりとします。

□燃費基準値11.9km/L

□燃費目標値17.0km/L

□加算点の満点50点

上記の場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、

$$17.0 \div 11.9 - 1 \doteq 43\%$$

したがって、加算点は、50点×43% = 21点

加算点は以下の算定方法で求めます。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad (\text{式3})$$

(式3) 及び試算条件をふまえた本件に係る加算点の算定方法は、以下のとおりです。

$$\text{加算点} = 21 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 11.9}{17.0 - 11.9} \quad (\text{式4})$$

※加算点は、小数点以下第一位は切り上げ

ウ. 入札価格点

入札価格点は1万円を1点として算出します。

(2) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき評価値の者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

※なお、本書に記載の「予定価格」は、本来の予定価格から消費税等額分を除いた金額＝「本体価格」を示しています。

審査の結果不合格となった場合は、「10. 性能等証明書の審査結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

15. 入札執行（入札会）手順等

「11. 入札執行（入札会）の日時及び場所等」に記した通り、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入札会は当面の間、入札者の立ち会いなく開札することとし、機構側の入札執行者、入札事務担当者、入札執行事務の関係のない職員立ち会いのもとで開札します。開札の結果については入札者に個別にメールで報告します。

(1) 入札会の手順

1) 機構の入札立ち会い者の確認

2) 技術評価点の発表

入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。

3) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

4) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

5) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

6) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

7) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞			退			円
---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
- (2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書「物品目録」については、入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の性能等証明書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 性能等証明書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の性能等証明書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術

提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の性能等証明書等にて提案された計画、手法について、同証明書作成者に無断で使用いたしません。

- (4) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDF のパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 性能等証明書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、性能等証明書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知日から2週間以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日から2週間以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.（1）書類等の提出先」までメールでご連絡願います。

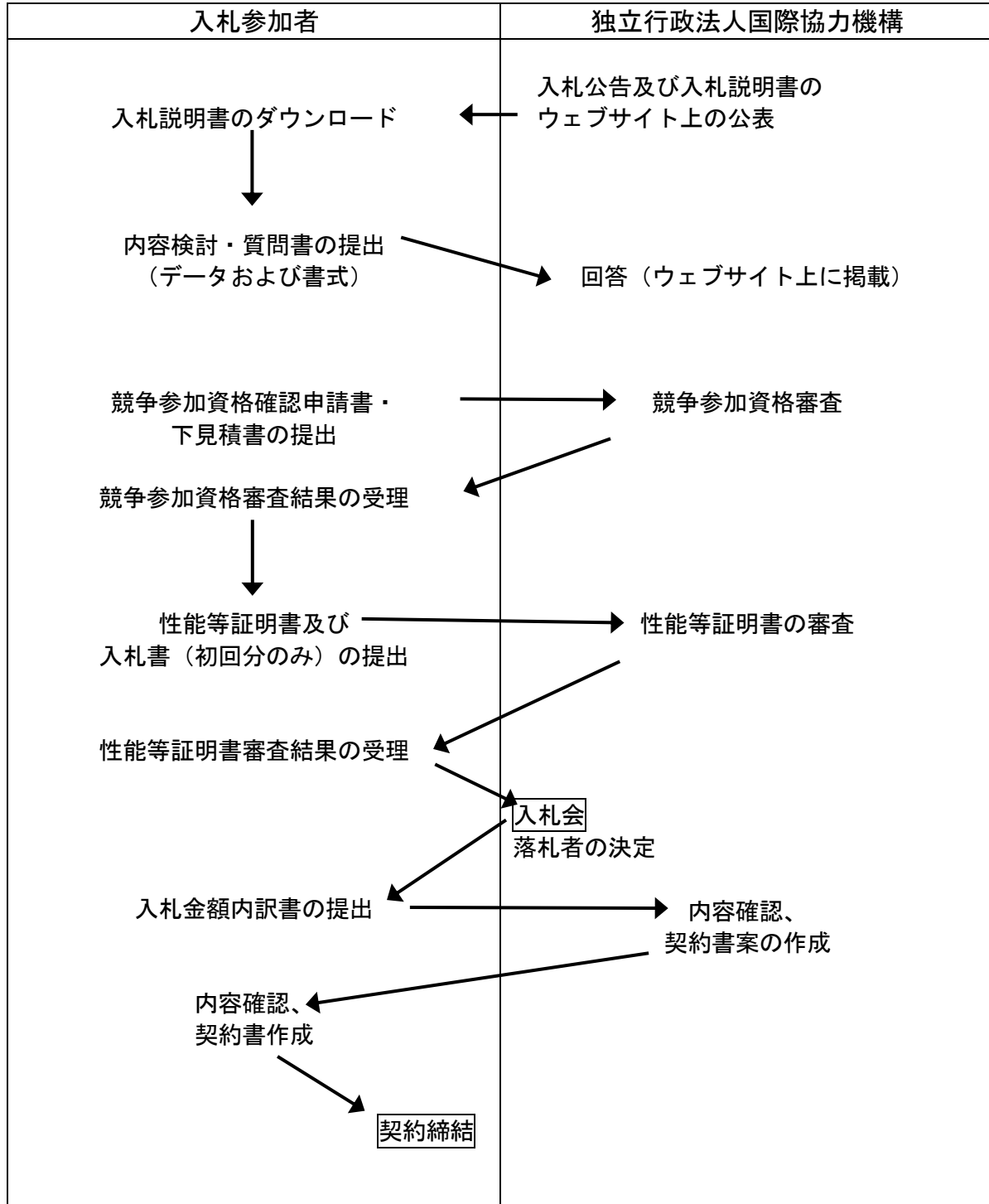
(7) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に性能等証明書を提出されなかった者に対し、メール添付の PDF で辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公告以降）



第2 仕様書

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「発注者」という。）が実施する「JICA 関西 乗用車の購入及び売却」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 車種： ミニバン
2. 台数： 1台（新車。未登録車に限る。）
3. 車体色： ホワイト系又はシルバー系
4. 納入期限： 2020年1月下旬
5. 納入場所： 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
独立行政法人国際協力機構 関西センター内車庫
6. 基本仕様：
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成29年2月）の「自動車」の基準を満たすほか、次の要件を満たすもの。
 - (1) 4WD、ハイブリッド自動車であること。
 - (2) 排気量が2,500cc相当（上下100ccは可とする。）であること。
 - (3) 車両重量が2,271kg未満であること。
 - (4) 使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンであること。
 - (5) 7人乗りで、4ドア以上であること。
 - (6) ステアリングは右ハンドル（パワーアシスト付）であること。
 - (7) パワーウインドウ、パワードアロック、電動スライドドア（バックドア共）を標準装備していること。
 - (8) トランスミッションは、無段変速機構（CVTも可とする。）であること。
 - (9) 運転席、助手席にエアバッグを標準装備していること。
 - (10) ブレーキシステムにABS及びブレーキアシストを標準装備していること。
 - (11) オートエアコン（リア含む）を標準装備していること。
 - (12) 三列目シートは跳ね上げ機能付もしくは格納機能付であること。
7. 装備：
メーカー標準装備品（選択装備品を含む。）、販売店取付装備品、標準付属品等、装備品は以下のとおりとする。
 - (1) スペアタイヤ
 - (2) サイドバイザー
 - (3) フロアマット（ステップマットが適合する車種の場合は、当該マット付であるこ

と。)

- (4) 電動伸縮/格納式フェンダーランプ
- (5) HDD ナビ、又は SD ナビゲーションシステム (ETC2.0 対応) (*)
 - ETC2.0 ユニット (ビルトイン、ナビ連動)
 - バックガイドモニター
 - クリアランスソナー (バックソナー共)
 - ドライブレコーダー
 - USB/HDMI 入力端子付
- (6) レーダークルーズコントロール
- (7) 純正アルミホイール
- (8) LED ヘッドランプ
- (9) LED フォグランプ
- (10) オートマチックハイビーム
- (11) タイマー付リアウインドウデフォグガー
- (12) プライバシーガラス (スライドドア、クウオーター、バックドア)
- (13) スマートエントリーシステム (スマートキー2 個付き)
- (14) リバース連動電動格納式ドアミラー
- (15) ドアエッジプロテクター
- (16) イモビライザーシステム
- (17) オートアラーム
- (18) サンシェード (フロントガラス、フロントドアガラス)
- (19) イオン式空気清浄器
- (20) ナンバーフレーム (フロント、リア)
- (21) 格納式後席用独立モニター
- (22) 純正カーボディーカバー
- (23) ボディコーティング施工、ウインドウガラス全面撥水コーティング施工
- (24) 三角表示板
- (25) 工具 (ジャッキ等)

(*) (5)ナビゲーションシステムは、販売店において地図更新サービスが受けられることが望ましい。

8. 税金、保険料、法定費用、その他新車登録・納車に必要な全ての費用

以下の各費用を、車両本体価格、装備品価格に加えて、下見積金額及び入札金額に含めること。

- (1) 税金 (自動車税、自動車取得税、自動車重量税)
- (2) 自賠責保険料
- (3) 法定費用 (新規検査登録手数料、車庫証明手数料)

- (4) 新車登録・納車に係る諸費用（販売店手続代行費用等）
- (5) 自動車リサイクル法関連費用
- (6) 下取に係る費用
- (7) その他必要な諸費用

以下の各費用は、発注者が別途契約、支払うため積算不要です。

- (*) 任意の自動車保険加入に係る費用
- (*) 維持管理・定期点検等に係る費用

9. 既存車両の売却

以下の車両の下取りを行うこと。下取価格を下見積書及び入札金額に含めること。

- (1) 車種：トヨタ エスティマ
- (2) 燃料：ガソリン
- (3) 年式：2006年
- (4) 型式：DBA-GSR50W
- (5) 走行距離：約147,000km（2020年8月中旬現在）
- (6) リサイクル券： 有

売却については覚書を取り交わします。第5-2 覚書（案）をご参照ください。

第3 性能等証明書の作成要領

性能等証明書の作成にあたっては、「第2 仕様書」に明記されている内容を性能等証明書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 性能等証明書の様式と提出

本章の別紙を参照の上、記入された数値を客観的に証明できるパンフレット/カタログ等や証明書等の写しをあわせて提出願います。

2. 性能等証明書作成に係る要件・留意事項

維持管理・定期点検等に係る経費については、別途発注者が負担するため、証明書の項目には含まれていません。

別紙：性能等証明書

別紙

2020年 月 日

性能等証明書
住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

「JICA 関西 乗用車の購入及び売却」の入札に関し、下記の通り相違ないことを証明します。

No.	内容	納入しようとする 自動車の性能等	※JICA 審査欄
①	車名/通称名 (グレード共)		
②	車両型式		
③	車両重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (L)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値又は JC08 モード換算値)		
⑦	「低排出ガス車認定実施要領」(平成 12 年運輸省告示第 103 号)の基準に基づき、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合していること。	適 ・ 否	
⑧	その他、仕様書に定める要求要件を 全て満たしていること。	適 ・ 否	

◎ 技術点=標準点+加算点

$$= 100 + 21 \times \frac{\text{提案車の燃費値 ()} - \text{燃費基準値 (11.9)}}{\text{燃費目標値 (17.0)} - \text{燃費基準値 (11.9)}} =$$

※

(注) ※欄は記入しないこと。

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算にあたっては、「第2 仕様書」に明記されている内容を十分理解した上で、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。なお、落札者には「第1 入札手続き」の16.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、仕様書をふまえた経費内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目

経費内訳には、以下の全ての経費を含むこととします。

- ① 車両本体価格
- ② 装備品価格（内訳共）
- ③ 税金、保険料、法定費用（内訳共）
- ④ 自動車リサイクル法関連費用（内訳共）
- ⑤ その他新車登録・納車に必要な全ての費用（内訳共）
- ⑥ 下取車価格

入札価格の評価は、購入車両価格から下取車価格を控除した額（円）（各消費税を除いた金額）をもって行います。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の12.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税等を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、消費税等を加算した額が最終的な契約金額となり、下取車価格に消費税等を加算した額が最終的な売却契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

「購入物品の発注者による検査に合格した後、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた金額を一括して受注者に支払う。」

以上

第5-1 契約書（案）

売買契約書

1. 物品名 JICA 関西 乗用車
2. 仕様・数量 付属書「物品目録」のとおり
3. 契約金額 金 0,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000円)
4. 納入期限 2020年1月下旬（予定）
5. 納入場所 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
独立行政法人国際協力機構 関西センター
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構関西センター 契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、物品目録に記載する自動車（以下「契約物品」という。）を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

（納品）

第3条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一

括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第4条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。

3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。

4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。

5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第5条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第6条 契約物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第7条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、前条の所有権の移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者

の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないと判断されるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることとする。

(遅延違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴取して、納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年(365日とする。)2.8パーセントの割合を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときはその端数額を切り捨てる。)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、納入した契約物品の一部が第4条の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格した物品の契約金相当額を控除した金額を基礎として計算する。

(契約代金の支払)

第10条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第4条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第4条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。
- 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
- 4 発注者が前項の規定による期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、遅延利息を支払うものとする。遅延利息の額は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に

該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要項」に準じる。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべ

き関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 12 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

（受注者の解除権）

第 13 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、前条第 2 項を準用する。

（解除に伴う措置）

第 14 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第 15 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、遅延賠償金を徴取することができる。遅延賠償金の額は、第 9 条第 2 項の規定を準用するものとする。

3 前 2 項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

4 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

5 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

(契約の公表)

第 16 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であつて、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めているこ

と

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（合意管轄）

第 17 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 18 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（疑義の決定）

第 19 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2020 年〇月●●日

発注者

神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
独立行政法人国際協力機構
関西センター 契約担当役
所長 佐藤 恭仁彦

受注者

●●県●●市●●
株式会社●●●●
代表取締役 ●● ●●

第5-2覚書(案)

下取車に関する覚書

独立行政法人国際協力機構関西センター契約担当役所長 佐藤 恭仁彦(以下「発注者」という。)と、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇(以下「受注者」という。)との間で〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付をもって契約を締結した売買契約書(以下、「主契約書」という。)に関し、下記条項についても合意した。

その証として、本覚書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

記

第1条 受注者は発注者が所有する車両を下取りする。下取車詳細は以下のとおり。

(1) 車両

車種 :

年式 :

型式 :

使用場所 :

下取価格 : 〇〇円

(うち消費税額等 〇〇 円、リサイクル預託金〇〇円)

第2条 発注者は、主契約書3.の契約金額から前条の下取価格合計金額を差引いた金額〇〇円を受注者に支払うものとする。

第3条 下取車の引取期限及び引取場所は、主契約書の付属書「物品目録」に定める納入期限及び納入場所と同日同場所とする。

第4条 本覚書に定めない事項や後発事項については、発注者と受注者で協議したうえで決定する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

受注者

神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
独立行政法人国際協力機構
関西センター 契約担当役
所長 佐藤 恭仁彦

●●県●●市●●
株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 各種書類受領書
2. 競争参加資格確認申請書
3. 委任状（次ページに PDF でも添付しています）
4. 入札書
5. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
6. 質問書
7. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

<本件指定様式>

本件指定様式は、入札説明書本文に添付しています。

■性能等証明書作成に関する様式

1. 性能等証明書 (P. 20)

なお、各様式の表には、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構関西センター
契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦
- ・業務名称：JICA 関西乗用車の購入及び売却
- ・公告日：2020年9月8日
- ・入札日：2020年10月26日